

平成 15 年 10 月 28 日

東京都知事 石原慎太郎 様

調布市長 長 友 貴 樹

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 15 年 9 月 16 日付 15 環都影第 200 号にて照会のあった標記の件につきましては、過去の都市計画決定と相違する部分があるため、関係市民に戸惑いもあることなどから、影響が著しいと評価された場合の線形も含めた変更等に資するよう、環境保全の見地から下記のとおり回答いたします。

記

1 環境影響評価の項目

本文表 6 - 1 - 1 都市高速道路外郭環状線事業の環境影響評価の項目及び選定の理由（案）において、水環境が水質のみをもって項目とされ、一方、水循環が地盤の一項目とされている。水循環を水環境に位置付け、適切な調査と評価を行うこと。

2 評価の手法

評価手法を、「事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて見解を明らかにすることにより行う」としているが、実行可能な範囲を関係住民から了承を得られるものとする。また、事前の評価だけでなく、工事中及び終了後の評価も対象とすること。

3 関係地域の設定

事業による影響を受ける地域が明確でない。評価にあたっては影響が及ぶ地域を明確に設定し、かつ必要な調査ポイントを設け評価を実施すること。

- (1) 事業計画が明らかでない時点では、限定的な環境影響評価にとどまるため、全体的な計画が示された時点での評価方法の再検討が必要である。
- (2) 地下水の流動の分断により、地下水位の低下が予想されるので、道路予定地周辺、特に道路東側（地下水の流れは西から東へと考えられる）の地下水位の調査を行い、評価をすること。
- (3) 道路地下トンネルによる影響は、かなり広範囲に及ぶことが事例として認識され、各種の対策も図られていることから、事例に則り影響が及ぶ範囲を適切に設定すること。
- (4) 現地調査には、調査ポイントだけでなく市民等からの情報収集も対象とすること。

4 地下水流動及び水位

事業予定線が仙川、入間川、野川の各河川及び谷と崖線を通過するため、地下水の流動と地下水位についての影響を緻密に評価すること。特に予定線地域には湧水が多く存在し、調布市を始めとして各市区が公費による雨水の地下浸透に努力をしているところから、評価を慎重に行うこと。

- (1) 地下水の流動の分断により、地下水位の低下が予想されることから、道路予定地周辺、特に道路東側（地下水の流れは西から東へと考えられる）の地下水位の調査を行い、評価をすること。（再掲）
- (2) 地下道路内で漏水が生じることが予測され、地下への再浸透などの対策が必要となることから、評価の対象とすること。
- (3) 湧水の枯渇、また、野川の直下で伏流水が吸引されることにより、本流そのものの枯渇を招く恐れがあるため、十分評価をすること。

5 水質汚染

評価方法書では、休憩所の計画がないため評価項目に選定しないとしているが、工事に使用する薬剤等による汚染、濁り等についての評価、また、道路雨水の流入による汚染も評価すべきである。

6 大気汚染

換気所の設置位置や規模等については、今後検討課題とされているところから、接続道路と連絡する連絡路とあわせて大気汚染を評価するための調査ポイントを適切に設けること。

7 生物並びに生態系

方法書における動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況には、評価に値しない、あるいは既に絶滅が確認されている生物種も含まれていること、また、文献調査が不正確だけでなく最新のデータを使用していないことなどから、正確な最新情報の収集と調査が必要である。

特に地下水流動と水位の変動は、生物並びに生態系に与える影響が大きいことから、厳密かつ慎重に評価を行うこと。また、地下水流動が広域に及ぶことから、予定全線にわたっての総合環境評価が必要である。

(1) 評価方法書 45 頁「文献その他の資料により把握された動植物相の状況（動物相）」から、47 頁以降、動物の重要な種の状況がリストも含めて示されている。しかし、

ア 保護の対象外の外来種並びに国内移殖種の除外

イ 明らかな絶滅種の除外

ウ 湧水の減少、枯渇により特に影響を受ける種の絞り込み

エ 選定基準の対象外であっても地域での希少性を有する種

等の環境評価に不可欠な基本的事項が考慮されていないことから、慎重な環境評価生物の選定が必要である。

調布市においては、ホトケドジョウ、マシジミ、ヌカエビ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ナガエミクリ、クロカワゴケ、カワモズクが生息または生育している。

(2) 評価方法書 47～64 頁での「重要な生物の選定」において、最新の選定基準が適用されていないケースが見うけられる。56 頁の魚類については、平成 15 年に「改訂・日本の絶滅の恐れのある野生生物ーレッドデータブックー 汽水・淡水魚類編」が上梓されているので、最新のデータによる評価が必要である。また、都内の淡水魚類の詳細な現状は、東京都環境局の「水生生物調査結果報告書」に、多摩川本川については国土

交通省の「河川水辺の国勢調査」に，それぞれ依拠することが望ましい。

また，評価方法書 63 頁「重要な植物種（維管束植物）記録状況」において，シラン，クマガイソウを記載しているが，これらは植栽種起源であることが明確であり，評価の対象とすべきではなく，他にも同様な例が見受けられる。

- (3) 動植物の調査，予測，評価にあたっては，個別また具体的に，構造的環境（地形・湧水・地下水）と生物（群集）との関係について具体的かつ細部にわたる考慮のうえ，実施すること。